

9. 利用調整基準指数表 ※令和7年度申込みに適用。翌年度以降、変更の可能性があります

(1) 基本指数表

保育が必要な理由	基本指数	細目
労働	100	月160時間以上
	90	月140時間以上160時間未満
	80	月120時間以上140時間未満
	70	月90時間以上120時間未満
	60	月70時間以上90時間未満
	50	月48時間以上70時間未満
	40	上記以外（労働実績がない場合も含む）
	30	労働内定
求職	20	求職活動のために外出を必要とする場合
出産	100	妊娠・出産
疾病 負傷	100	入院：一か月以上
	90	入院：一か月未満
	100	自宅療養・通院：常時病臥、国・都指定の難病、感染性・精神性の疾病
	80	自宅療養・通院：常時安静、一般療養（週3回以上の通院・加療が必要）
	40	その他：上記以外
障害	100	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、愛の手帳1・2・3度の該当者
	80	身体障害者手帳3級または、愛の手帳4度の該当者
	40	上記以外
介護 (同居)	100	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳1・2級、愛の手帳1・2度、介護保険要介護度4以上又はこれらに相当する同居親族を週5日以上、居宅介護する場合
	80	身体障害者手帳1～4級又は精神障害者保健福祉手帳1～3級、愛の手帳1～4度、介護保険要介護度2以上又はこれらに相当する同居親族を週3日以上、居宅介護する場合
	40	上記以外で同居の親族を介護する場合（送迎含む）
災害	100	災害（火災・風水害等）による復旧活動のため、保育にあたれない場合
就学	労働に 準ずる	国・都道府県・市町村の職業訓練施設または学校教育法に定める学校等に通学している場合
その他	20～100	児童の安全のために適切な保育が必要であると市長が認める特別な事情がある場合
	介護(同居) に準ずる	介護（別居）：別居の親族を介護する場合（申込児童の2親等以内の親族に限る）
	100	不存在：死亡、離別、拘禁等

※注意点

- ① 父母のそれぞれについて、本表により指数を求め、世帯の基本指数とする。
- ② 利用調整基準指数＝世帯の基本指数＋調整指数
- ③ 保育が必要な理由が2つ以上にわたる場合には、保護者の希望により決定する。
- ④ 書類審査の上、申請内容と異なる事実が発覚した場合には、事実に合わせて利用調整基準指数を決定する。
- ⑤ 【労働】労働時間は、就労証明書の記載を確認し、時間数で決定する。見込み時間での記載は、「上記以外」該当。
- ⑥ 【労働】産前産後休業又は育児休業を取得している者が、休業等取得前と同等の条件での復職が見込まれる場合は、現に労働している者とみなし、休業等取得前の労働実績による労働時間を基に指数を算定する。
- ⑦ 【就学】対象施設はP12を参照。

(2) 調整指数表

【提出書類にかかわるもの】

番号	調整指数	条 件
(1)	-10	自営業・内職の方で、添付書類が一部不足している場合
(2)	-20	自営業・内職の方で、添付書類の提出がない場合
(3)	-20	自営業専従者の方で、添付書類の提出がない場合
(4)	-20	就労証明書の就労時間と就労実績に整合性がない場合

【申込児童にかかわるもの】

番号	調整指数	条 件
(5)	+4	前年度4月1日時点で生後57日に達しなかった者
(6)	+10	認可外保育施設に預けているのを常態としている場合
(7)	+13	申込児童が集団保育可能な障害児の場合
(8)	+22	保育所等を利用している兄弟姉妹(※)と異なる保育所等を利用している申込児童(※)が、当該兄弟姉妹の利用している保育所等への変更(転所)を希望する場合
(9)	+24	認可外保育施設に預けているのを常態としており、かつ、保育所等を利用している兄弟姉妹(※)がいる場合
(10)	+28	保育所等又は認可外保育施設を利用している児童(※)が、就学前に卒園する場合
(11)	+28	申込児童が医療的ケアを必要とする場合

【申込世帯にかかわるもの】

番号	調整指数	条 件
(12)	+2	兄弟姉妹の同時申込み(全員が新規申込みの場合のみ適用)
(13)	+4	申込児童の兄弟姉妹に障害がある場合
(14)	+6	申込児童の保護者に障害がある場合
(15)	+8	多胎児の同時申込み(全員が新規申込みの場合のみ適用)
(16)	+15	未就学児が3人以上いる世帯
(17)	+26	生活保護受給世帯
(18)	+30	保護者のいずれかが単身赴任の世帯
(19)	+30	市内の認可保育所、認証保育所、認定こども園又は地域型保育事業に保育士として復職予定の者又は保育士として採用が内定している者
(20)	+60	生計中心者が倒産等により失業中であり、求職中の場合 (※入所希望月を含む3回目の利用調整まで適用)
(21)	+85	ひとり親世帯
(22)	-10	申込児童の祖父又は祖母と同居(二世帯・世帯分離含む)する世帯 ただし、労働及び年齢的(65歳以上)・身体的に保育できない場合は除く。
(23)	-50	納期限を経過した利用者負担の未払がある世帯(6か月分未満)
(24)	-100	納期限を経過した利用者負担の未払がある世帯(6か月分以上)

※注意点

①	番号 (6) (9) (10)	「認可外保育施設」とは、認証保育所、保育ママ、企業主導型保育事業、事業所内保育所（従業員枠）、ベビーホテル又はこれらに準ずる保育施設、一時保育、ファミリーサポート、ベビーシッター等（施設所在地の都道府県又は区市町村に届出をしている施設に限る。）をいう。また、月12日以上かつ月48時間以上の利用を常態（認証保育所・保育ママ・企業主導型保育事業・ベビーホテル又はこれらに準ずる保育施設においては月極契約／一時保育・ファミリーサポート・ベビーシッター等は1か月以上利用していること）としている場合に適用する。 ※番号(6)・(9)については、産休・育休・その他休業を取得中の場合は、適用しない。 ※番号(6)・(9)については、出生前申込みの世帯については、適用しない。（P13 参照） ※番号(6)・(9)・(10)については、調整指数の重複適用は行わない。
②	番号 (7) (11)	番号(7)・(11)については、調整指数の重複適用は行わない。
③	番号 (8) (9) (10)	番号(8)・(9)・(10)において、保育所等とは、認可保育所、認定こども園又は地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業等をいい、事業所内保育事業の従業員枠を除く。）を指す。指数表の（※）については、1号認定（P7 参照）の児童を除くものとする。
④	番号 (10)	連携施設での受入れが確保されている者には適用しない。
⑤	番号 (12) (15)	番号(12)・(15)については、調整指数の重複適用は行わない。
⑥	番号 (13) (14)	申込児童の兄弟姉妹・保護者について「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「愛の手帳」、「特別児童扶養手当受給証明書」、「障害基礎年金証書」いずれかの写しの提出があった場合に適用する。 ※対象となる兄弟姉妹が複数いる場合でも、調整指数(13)の重複加算はしない。 ※対象となる保護者が複数いる場合でも、調整指数(14)の重複加算はしない。
⑦	番号 (18)	「単身赴任」とは、申込締切日時時点で父母のいずれかが申込児童と生活を異にすることを常態としており、かつ、その状態が入所月の初日においても継続する見込であることをいう。また、単身赴任する父又は母は、その勤務地が日野市から直線距離で100km以上離れており、かつ、その生活の拠点が月20日以上市内に所在しない者でなければならない。
⑧	番号 (20)	「生計中心者」とは、父母のうち最も収入が高い者をいい、当該生計中心者が申込期日の属する月を含まない直近3か月以内に失業した場合に適用する。
⑨	番号 (23) (24)	「納期限を経過した利用者負担の未払」とは、申込児童の属する世帯における他の兄弟姉妹の未払分を含むものとする。ただし、当該世帯が災害等を受けた場合であって、教育・保育給付認定保護者が利用者負担を納期限までに支払うことができないことにつき真にやむを得ない事情があると市が認めたときは、適用しない。

（３）利用調整基準指数が同位の場合の優先順位

- ①兄弟姉妹が利用している施設を希望している場合
- ②利用調整基準指数のうち基本指数の高い世帯
- ③育児休業明けに施設の利用を希望する場合（出生前申込みの世帯も対象、P13 参照）
- ④新規申込みの者
- ⑤入所内定の辞退歴がない申込児童（当該年度、当該申込児童のみ適用）
- ⑥日野市在住期間の長い者（父又は母の長いほうを採用。再転入した場合は再転入日から起算）
- ⑦施設利用希望前年度区市町村民税（父母合算額）の低い世帯